

○福島県公害審査会規則

昭和四十六年三月十九日

福島県規則第五号

改正 昭和四七年五月二五日規則第四二号

昭和四九年一〇月二二日規則第八一号

昭和五三年四月一日規則第一七号

平成六年三月三十一日規則第五六号

平成一四年三月二九日規則第五三号

平成一五年三月二八日規則第五四号

平成二〇年三月三十一日規則第六四号

平成二四年三月二三日規則第二四号

福島県公害審査会規則をここに公布する。

福島県公害審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、法令に別段の定めがあるもののほか、福島県公害審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会の招集)

第二条 審査会の招集は、書面で、少なくともその期日の三日前までに、その日時及び議題を委員に通知して行なうものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(緊急を要する場合の措置)

第三条 会長は、審査会に付議すべき事項が緊急の処理を必要とし、かつ、審査会を招集するいとまのないときは、審査会に付議しないでこれを処理することができる。この場合において、会長は、次の会議においてその承認を求めるものとする。

(あつせん委員の協議)

第四条 公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八号）第三十条の規定に基づきあつせんを打ち切るときは、あつせん委員の協議によるものとする。

(昭四九規則八一・一部改正)

(調停委員会)

第五条 調停委員会に、調停委員長を置く。

2 調停委員長は、調停委員が互選する。

- 3 調停委員会は、調停委員長が招集する。
- 4 調停委員会は、調停委員全員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 5 調停委員会の議事は、調停委員の過半数でこれを決する。
(仲裁委員会に係る準用規定)

第六条 前条の規定は、仲裁委員会について準用する。

(専門調査員)

第七条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員五人以内を置くことができる。

- 2 専門調査員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(審査会の庶務)

第八条 審査会の庶務は、生活環境部環境共生総室水・大気環境課において処理する。

(昭四七規則四二・昭五三規則一七・平六規則五六・平一四規則五三・平一五規則五四・平二〇規則六四・平二四規則二四・一部改正)

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は審査会が定める。

附 則

この規則は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四七年規則第四二号) 抄

- 1 この規則は、昭和四十七年六月一日から施行する。

附 則 (昭和四九年規則第八一号)

この規則は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和五三年規則第一七号) 抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年規則第五六号)

- 1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。

- 2 この規則の施行の日前に改正前の公益質屋法施行細則等の規定によりなされた申請、届出、報告その他の行為又は許可、認可その他の処分は、改正後の公益質屋法施行細則等の相当規定によりなされた申請、届出、報告その他の行為又は許可、認可その他の処分とみなす。

附 則 (平成一四年規則第五三号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第五四号）抄

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第六四号）抄

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年規則第二四号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。